

利益相反（COI）の運用について

学会発表

- ・ 本学会の学術集会などで発表する方が対象です（非会員も含む）。
- ・ 筆頭発表者の発表演題に関係する企業などとの COI 状態を開示することが必要です。
- ・ コメディカル会員も開示が必要です。
- ・ 学術集会、地方会演題開示スライドには、[様式 1-A](#) か [様式 1-B](#) を用いてください。

利益相反（COI）自己申告書

- ・ [様式 1](#) による申告の該当する範囲は、本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会担当責任者（大会長など）、各種委員会の委員長、特定の委員会（年次学術小委員会、編集委員会、倫理委員会、COI 委員会など）委員、暫定的な作業部会（小委員会、ワーキンググループなど）の委員、本学会の事務職員などです。
- ・ [様式 1](#) による役員等の COI 申告書を提出する場合の(対象とする年間は1月1日から同年12月31日までを1年とし、筆頭著者および共同著者の、投稿時点の前の年から過去3年間を対象に、発表内容に関係する企業・組織または団体との利益相反について申告していただきます。

（対象となる活動）（COI 委員会に関する規約第 6 条より抜粋）

- (1) 学術集会、地方会などの開催
 - (2) 本学会認定ライブ
 - (3) 学会誌、学術図書などの発行
 - (4) 研究および調査の実施
 - (5) 研究の奨励および研究業績の表彰
 - (6) 認定医・心血管カテーテル治療専門医・名誉専門医および研修施設・研修関連施設の認定
 - (7) 生涯学習活動の推進
 - (8) 関連学術団体との連絡および協力
 - (9) 国際的な研究協力の推進
 - (10) 社会に対する内科学の進歩と普及及び医療への啓発活動
 - (11) その他目的を達成するために必要な事業(例、臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業など)
- ・ 提出された自己申告書は、事務的には個人情報を含む非公開の書類として本会事務

局において厳重に保管する。

COI 自己申告の項目と開示基準（COI 委員会に関する規約第 6 条より抜粋）

対象者は、個人における以下の(1)～(9)の事項で、開示基準額を超える場合には、所定の様式に従って申告するものとする。なお、COI に関して自己申告の必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- (1) 医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間（1月1日から同年12月31日までを1年とする）100万円以上とする。なお、「企業・法人職や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受け取る場合を意味するものとする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。なお、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供も同項を基準として申告するものとする。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。但し、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上

のものを記載する。

- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。但し、第6号、第7号については、すべての申告者は所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄附金に係る判断基準額については、申告者が実質的に用途を決定し得る金額を申告する。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。

COI委員会の構成（COI委員会に関する規約第3条より抜粋）

- ・ 委員は倫理委員会委員が兼任することとする。
- ・ 任期は2年とし、再任を妨げない。
- ・ 委員が欠けたとき、新たに選任された委員がいた場合には、新たに選任された委員の任期は前任の委員の残任期間とする。

申告金額

- ・ COI自己申告書の各項目の基準額は、医学系研究のCOIに関する共通指針（内科系関連学会作成）（日本内科学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年医学会）を参考に、本学会用に設定した。